

(国)

**海岸域の安全利用にかかる法整備
に関する要望(案)**

令和3年 月 日

兵庫県明石市

令和3年 月 日

要 望 書

神戸海上保安部長 様

明石市長 泉 房穂

平素は、本市行政にご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、周知のことではありますが、明石市林崎・松江海岸地先ほかにて、本年8月3日及び4日付報道番組にて取り上げられた動画による水上オートバイの海域等利用者へ危険を及ぼす行為に対し、告発したところであります。

今後も同様の危険行為が繰り返されることが無きよう、海岸域利用者等に当該海岸域だけでなく、海岸域を広く安全に利用いただくため、下記のとおり要望します。

記

海岸域の安全利用にかかる法整備

1 要望事項

現状において、遊泳区域以外の海浜で水上オートバイと遊泳者等の混在する区域が存在することから、容易に水上オートバイと遊泳者等が接触することが考えられ、最悪の事態では死亡事故にまで発展することが予見される。

については、遊泳者等の安全を確保するため、国をあげての海岸域の安全利用にかかる法整備及び制度化を要望する。

2 要望事項の説明

現状において、海水浴場として開設された遊泳区域では、水難事故等の防止に関する条例(兵庫県)により規制されており、水上オートバイは進入できない。しかし、遊泳区域以外の区域では水上オートバイの進入は規制されておらず、遊泳者との混在が見受けられる。混在する場合には水上バイクと遊泳者等の接触が考えられ、また、猛烈なスピードで衝突しかねない事象が散

見される。

免許所有者が航行する際には航行区域違反はあるが速度超過などの違反はなく、制度化されていない現状、事故が起こってからでは遅く、安全な海岸域の利用が出来るように、陸上での車両と同様の法整備及び制度化を求めるものである。

(県)

水難事故等の防止に関する条例の改正
についての要望(案)

令和3年 月 日

兵庫県明石市

令和3年 月 日

要 望 書

兵庫県警本部長 様

明石市長 泉 房穂

平素は、本市行政にご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、周知のことではありますが、明石市林崎・松江海岸地先ほかにて、本年8月3日及び4日付報道番組にて取り上げられた動画による水上オートバイの海域等利用者へ危険を及ぼす行為に対し、神戸海上保安部に刑事告発したところであります。

今後も同様の危険行為が繰り返されることが無きよう、海岸域利用者等に当該海岸域だけでなく、広く海岸域を安全で安心して利用いただくため、下記のとおり要望します。

記

水難事故等の防止に関する条例の改正

1 要望事項

現状において、遊泳区域以外の海浜で水上オートバイと遊泳者等の混在する区域が存在することから、容易に水上オートバイと遊泳者等が接触することが考えられ、最悪の事態では死亡事故にまで発展することが予見される。

については、遊泳者等の安全を確保するため、水難事故等の防止に関する条例の改正を要望する。

2 要望事項の説明

現状において、海水浴場として開設された遊泳区域では、水難事故等の防止に関する条例により規制されており、水上オートバイは進入できない。しかし、遊泳区域以外の区域では水上オートバイの航行は規制されておらず、遊泳者との混在が見受けられる。混在する箇所では水上オートバイと遊泳者等

の接触が危惧されており、現実には、猛烈なスピードで衝突しかねない事象が発生している。

現条例においては、第15条第1項の規定に違反した者に第23条にて20万以下の罰金に処するのみである。当該違反者に対し、懲役、留置など厳罰化や罰金上限の引き上げなど罰則の強化を求める。また、上述の遊泳区域以外の区域における航行規制区域の指定、同区域への水上オートバイ乗り入れの等の禁止、警察官の中止命令など、水上オートバイと遊泳者等とのすみ分けを行うことにより、安全な海岸域の利用が出来るように求めるものである。